

鹿児島県伊佐市地域おこし協力隊「伊佐の観光振興・特産品開発」募集要項

【 募集にあたって 】

滝幅日本一(210m)の曾木の滝公園がメインの観光スポットであり、季節の地域イベント(桜まつり、紅葉まつり等)において多くの集客があるものの、いわゆる通過型の観光となり、必ずしも経済効果に結び付いていない現状にあります。これからは焼酎文化や稲作文化、地域の食材、溪谷やキャンプ場、カヌーやサップ等のアウトドア体験など、地域特性を活かしたメニューを掘り起こし、外からの目線で地域観光の再興にお手伝いいただきたいと考えています。

また、伊佐米や黒牛・黒豚などの農産物が中心で、焼酎以外に特徴的な加工品が少なく、お土産や贈答品などは限られたものとなっています。

観光形態が宿泊型でないため、飲食や加工品、土産物、体験料などによる地域外からの収益アップが課題となっています。特に焼酎文化や稲作文化など特徴的な風習も含め、風土に根差した「伊佐の食(イサメシ)」や「伊佐の土産物(いさみやげ)」づくりを推進していくことを考えています。

これらにご興味をもたれ、ご自身のスキルを活かし、地域とコラボしながら実現化に向けたお手伝いが可能な方をお待ちしております。

1 募集する隊員の業種等

(1) 主たる業務

「伊佐の観光振興・特産品開発」

(2) 業務・活動概要

(ア) 具体的活動内容

- ・観光特産協会と一体となった活動(桜まつり、もみじ祭りの実施、物産展への参加等)
- ・地域外からの収益アップのための活動(イサメシ、いさみやげ、観光プラン等の創出)

<例えば…3年間の活動一例>

1年目:観光特産協会と連携して各種イベントや物産展等への参加。各種団体等との交流

2年目:1年目の活動を継続しつつ、特産品や観光プランの創出及び副業等

3年目:2年目の活動を継続しつつ、観光・特産品分野への起業に向けての準備等

※任期終了後、観光特産協会の職員として従事できる場合もあります。もしくは就職(市内企業はP4QRコード参照)

(イ) 隊員の企画提案業務

主たる業務を遂行するなかで、地域住民や地域づくり団体等との協働による地域づくりに資する活動を隊員が自ら企画し、提案した事業について、市が適当と認めた場合、一定の範囲内において業務の一環として組み込むことができます。

<例えば…>

- 集落に伝わる郷土芸能の盛上げに協力したい
 - 地域イベントの盛上げに協力したい
 - 地域におけるデザイン力の底上げをしたい
- など、自由に興味を持ったことを企画してください。

(ウ) その他（副業及び起業に向けての準備業務）

市の担当者と相談の上、業務に支障のない範囲であれば副業を認めます。

また、任期終了後に市内での起業を目指す場合は、その準備作業も業務対象とします。

2 募集人数

1名

3 応募資格

次の条件を全て満たす方とします。

- (1) 年齢：20歳以上概ね50歳未満（令和7年4月1日現在）
- (2) 3大都市圏（※1）及び3大都市圏外の都市地域（※2・※3）に在住の方で、生活の拠点を伊佐市に移すとともに伊佐市に住民票を異動することができる方
- (3) 伊佐市に1年以上居住が可能な方
- (4) 心身ともに健康で地域住民の方々とコミュニケーションがとれるとともに、地域活性化に深い熱意を持ち積極的に活動できる方
- (5) 普通自動車運転免許を取得している方（生活用に自動車・バイク等の調達を推奨します）
- (6) パソコン等の一般的な操作ができる方（Word、Excel等の操作やSNS活用等）
- (7) 活動終了後、起業・就業し、定住する可能性のある方
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

（※1）3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいう。

（※2）都市地域とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」（以下「条件不利地域」という）に該当しない市町村をいう。

（※3）「過疎、山村、離島、半島等の地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域を有する市町村をいう。

4 活動場所 鹿児島県 伊佐市内（伊佐市役所大口庁舎内）

5 活動時間

- (1) 1か月の勤務を要する日は、原則として17日とします。（13ヵ月目以降は15日）
- (2) 活動時間は、原則として8時30分から17時までとします。なお、12時から13時までの1時間の休憩時間を含みます。

6 活動形態・期間

- (1) 伊佐市の会計年度任用職員として伊佐市長が委嘱します。
- (2) 活動期間は、着任日から年度末（3月31日）までとします。再度の任用については、任期満了時の業務量や業務の進捗状況、予算の有無、勤務成績、態度、職務遂行能力により判断することとし、活動期間は最長で3年間（36ヶ月）となります。
- (3) 地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任期中であってもその職を解くことができるものとします。

7 給与等

- (1) 月額 204,480 円を支給します。（所得税、社会保険料等が控除されます）
- (2) 期末手当及び勤勉手当 最大年間 2.4 月（6・12 月に支給します。ただし、任用期間の関係で最初の支給は満額支給されない場合があります。）

8 待遇・福利厚生等

- (1) 社会保険、雇用保険に加入します。
- (2) 公務災害補償の適用を受けます。
- (3) 活動期間中の住居にかかる家賃は伊佐市が負担します。（生活必需品や光熱水費等は自己負担）
※ ただし、家賃月額が5万円を超える場合の超過分は自己負担となります。
- (4) 年休 最大 10 日（採用日、勤続年数により変わります。）
- (5) 特別休暇 あり
- (6) その他 引越しにかかる費用は自己負担です。

9 応募手続き

- (1) 応募期間 令和7年4月4日（金）から令和7年9月30日（火）まで（必着）
※ 順次、選考を行っていくことから、応募期間中であっても募集を締め切る場合がありますのでご注意ください。
- (2) 提出書類 応募用紙に必要事項を記載の上、住民票の写しと運転免許証の写しを添付して伊佐市役所 企画政策課 政策調整係まで郵送又は持参して下さい。
※ 応募用紙等はお返しいたしません。

10 選考方法

- (1) 第1次選考（書類審査：順次選考します）
書類選考の上、結果を文書で通知します。
※ 応募用紙により書類選考を行いますので、できるだけ詳しく記載してください。
- (2) 第2次選考（面接：順次選考します WEB 面接可）
 - ① 第1次選考合格者を対象に面接による審査を行います。日程等の詳細は、第1次選考結果の通知の際にお知らせいたします。
※ 面接は原則伊佐市での開催を予定していますが、応募者が希望する場合はオンラインで実施することも可能です。

※ 面接のために要する交通費等は自己負担となります。

② 選考結果（最終）を文書で通知いたします。

※ 選考結果通知書（採用内定通知書）は、面接が終わり次第早急に発送いたします。

11 応募・問い合わせ先

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里 1888 番地

伊佐市役所 企画政策課 政策調整係

受付時間：閉庁日を除く（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）原則、勤務時間内

担当：門田 真幸

電話：0995-23-1311 FAX：0995-22-5344

E-mail：seisaku@city.isa.lg.jp

12 その他

◆ 鹿児島県伊佐市って？ 空き家バンク、移住者の声などを掲載！

【ここがい〜さ】



◆ 鹿児島県伊佐市の面白いスポットやグルメ、暮らしの情報などを発信中！

【イサタン】



◆ 鹿児島県伊佐市にはどんな仕事があるの？ 卒隊後のための企業・事業所ガイド！

【いさJOB】

